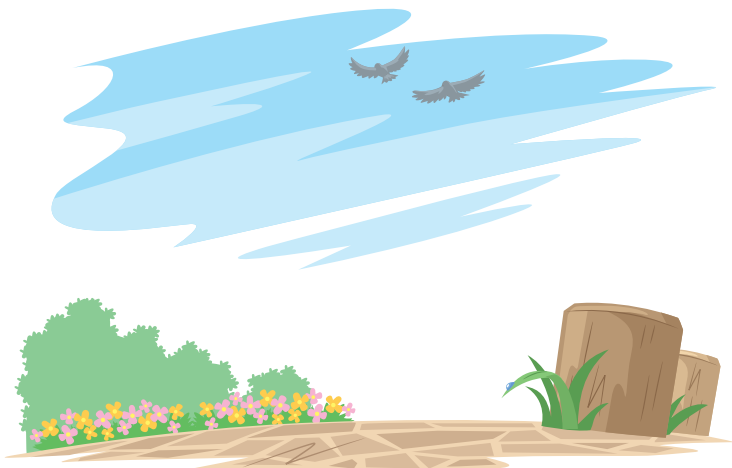


こんなとき	届出に必要なもの
65～74歳で一定の障がいがある方が、この制度へ加入しようとするとき	▶障がいを証明する書類(次のいずれか1つ)・年金証書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 など▶印鑑
生活保護を受け始めたとき	▶保護開始決定通知書▶保険証▶印鑑
生活保護を受けなくなったとき	▶保護廃止決定通知書▶印鑑
道外から転入するとき	▶負担区分等証明書▶印鑑
道内の他の市町村から転入するとき	▶保険証(前住所地で返却済みの場合は不要)▶印鑑
他の市町村へ転出するとき	▶保険証▶印鑑
限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の申請をするとき	▶保険証▶印鑑
特定疾病療養受療証の申請をするとき	▶保険証▶特定疾病に関する医師の意見書▶印鑑 など
市内で住所が変わったとき、氏名が変わったとき	▶保険証▶印鑑
交通事故にあったとき	▶事故証明書(後日でも可)▶保険証▶印鑑
その他 ▶保険証をなくした(汚れて使えなくなった)とき	▶本人確認できるもの(使えなくなった保険証など) ▶代理人の場合は代理人の身分確認できるもの▶印鑑

※手続きの際は、本人確認の書類とマイナンバーカードなど個人番号が分かるものが必要です。



介護保険・高齢者福祉・福祉相談



介護保険のしくみ

問 高齢福祉課介護保険係 ☎63-0461

40歳以上の皆さんは、市が運営する介護保険の加入者(被保険者)です。保険料を納め、介護や支援が必要であると認められた場合には、費用の一部(所得に応じて1割から3割)を支払ってサービスを利用できます。

介護保険の利用

問 高齢福祉課介護保険係 ☎63-0461

- **要介護認定の申請** 介護サービスを必要と感じたら、市の窓口介護保険証を添えて要介護認定の申請書を提出してください。申請は、本人や家族のほか、ケアマネージャーや施設に代行してもらうことができます。
- **サービスの利用** 要介護認定を受けたら、ケアマネージャーにケアプランの作成を依頼し、さまざまな種類のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎68-8297

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などが中心となって支援を行います。これらのスタッフはそれぞれの専門分野だけでなく、お互いに連携をとりながら「チーム」として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、介護・健康・福祉・権利擁護など高齢者の生活に関わるさまざまな相談や問題に対応しています。

高齢者福祉の各種サービス

問 高齢福祉課高齢福祉係 ☎62-3156

● 介護保険サービス以外で高齢者の生活を支援します

事業名	サービス内容	利用対象
食事サービス事業	夕食の宅配と合わせて安否確認を行います	65歳以上の在宅高齢者等
移送サービス事業	リフト付タクシーで市内移動を支援します	非課税者で介護3～5、身障1・2級
福祉除雪事業	積雪による家屋倒壊防止・緊急避難路確保を行います	非課税世帯で65歳以上の在宅高齢者等
間口除雪事業	市道に面する一戸建て住宅の間口除雪を行います	70歳以上の世帯、身障世帯等
福祉灯油事業	所得制限内の該当者に灯油券を助成します	非課税世帯で70歳以上の在宅高齢者等
緊急通報システム事業	緊急時の救護活動の迅速化・適正化を図るため、緊急通報機器を貸与します。	65歳以上で一人暮らしの世帯等

※上記サービスには負担金がかかるものがあります。



● 介護予防と要介護者・その家族の生活を支援します

生活支援短期事業	介護予防事業	家族介護者交流事業
家族介護用品支給事業	認知症高齢者やすらぎ支援訪問事業	

● その他の事業

老人福祉施設入所措置事業	高齢者の障害者控除対象者認定
老人クラブの活動支援	

高齢者福祉の予防接種費助成

問 保健センター ☎62-1173

● 接種費用を一部助成します

予防接種	対象者	対象者(共通)
インフルエンザ	65歳以上	60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の病気などによって、自己の身の辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障がい有する方およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方
高齢者肺炎球菌	65歳	

※特例：高齢者肺炎球菌については平成31年4月から令和6年3月31日までの間、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる方が対象

福祉相談

高齢者相談	市役所1階 高齢福祉課(地域包括支援センター) ☎68-8297
身体障がい者生活相談	総合福祉センター ☎62-0770
精神障がい者家族相談	地域活動支援センター ☎64-3905
障がい者の自立生活支援相談	障がい者相談支援センター「いんくる」 ☎66-2323
こころの健康相談	総合福祉センター ☎62-0770 保健センター ☎62-1173
心の健康相談	岩見沢保健所 ☎20-0122
生活困窮者自立相談	市役所1階 地域福祉課 ☎62-3149 そらち生活サポートセンター ☎0120-279-234



障がい者(児)福祉



地域福祉課地域福祉係

☎62-3148

▲については、市民課医療年金係 ☎63-0136

身体障害者手帳

申請に基づき、目や耳・手足・内臓などに一定程度以上永続する障がいがある方に、知事から身体障害者手帳が交付されます。この手帳は、障がいの程度により1級から6級の区分があり、障がい福祉施策を受けるための証明の役割を果たします。

精神障害者保健福祉手帳

申請に基づき、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、知事から精神障害者保健福祉手帳が交付されます。この手帳は、障がいの程度により1級から3級の区分があり、障がい者福祉施策を受けるための証明の役割を果たします。

療育手帳

申請に基づき、心身障害者総合相談所(18歳以上)または児童相談所(18歳未満)で知的障がい者(児)の判定を受けた方に、知事から療育手帳が交付されます。この手帳は、障がいの程度によりAとBの区分があり、障がい者福祉施策を受けるための証明の役割を果たします。

障がい福祉サービス受給者証

障がいや難病のある方で手帳等を交付された方が、障害者総合支援法による障がい福祉サービスを利用するためには障害支援区分認定が必要です。申請に基づき、認定調査・判定審査を行い1～6の区分に認定されます。障害支援区分により利用できるサービス内容やサービスの量が違います。

各種給付

● 補装具の交付・修理

身体障がい者、または難病の方に対して補装具(補聴器・義肢・車いすなど)の交付または修理を行います。

● 日常生活用具の給付

在宅の重度身体障がい者および知的障がい者、または難病の方に対して、日常生活用具の給付を行います。



障がい者(児)福祉

● 自立支援医療の給付

18歳以上の身体障がい者(更生医療)、18歳未満の身体障がい児(育成医療)が機能障がいを軽減するために受ける医療、および精神疾患で通院している方(精神通院)の医療の費用の一部を支給します。利用するためには申請し、支給認定を受けなければなりません。18歳未満の方の問い合わせは49ページをご覧ください。

● 障がい福祉サービスの給付

障害支援区分により、介護給付(ホームヘルプ・デイサービス・短期入所など)、訓練等給付(就労移行支援など)、障がい児については、通所支援(児童発達支援など)サービスが利用できます。
その他、障害支援区分がなくても移動支援や日中一時支援など利用できるサービスもあります。

各種手当

● 特別障害者手当

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に対して支給されます。所得制限があります。

● 障害児福祉手当

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に対して支給されます。所得制限があります。

各種助成

● 福祉タクシー券助成

在宅の重度障がい者に対し、年間12枚の助成券を交付します。対象は下肢・体幹1・2級、視覚1級、療育Aで市民税非課税の方です。

● 在宅精神障がい回復者通所施設交通費助成

就労支援事業所等に通所する場合の交通費を助成します。上限額は月額5,000円です。

● 腎臓機能障がい者通院交通費助成

やむを得ない事情で市外の医療機関で人工透析を受けるための交通費を助成します。所得等により補助の基準が定められています。

● 身体障がい者自動車運転免許取得費補助

障害等級1～4級の方が、社会参加を目的として運転免許を取得する場合、10万円を限度として費用の一部を助成します。事前の申請が必要です。

● 身体障がい者自動車改造費補助

肢体不自由で障害等級1・2級の方が、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、10万円を限度額として費用の一部を助成します。事前の申請が必要です。

▲ 重度心身障がい者医療費助成

身体障がい1・2級と3級の一部(内部障がい)、療育Aの方の入院・通院医療費、精神障がい1級の方の通院医療費の自己負担分を助成します。所得制限があります。

● 特定疾患患者通院費助成

北海道の要綱による「特定疾患医療受給者証」の交付を受け、難病のために市外の医療機関に通院するための交通費の一部を助成します。



子育て支援



子育て支援

問 こども未来課こども未来係 ☎62-3147

※それぞれの支援には、申込が必要です。事前に必要書類等をお問い合わせください。

● 児童手当

中学校卒業前の児童を養育している方に支給されます。支給月額は以下の通りです。

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学生 10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生 一律10,000円

所得制限を超えている場合は年齢によらず一律5,000円となります。

● 助産制度

生活保護世帯や市民税非課税世帯等で出産費用の負担が困難な妊婦の方に、出産に必要な費用の一部を助成します。

利用できる施設

▶砂川市立病院(砂川市西4条北3丁目1番1号)

▶岩見沢市立総合病院(岩見沢市9条西7丁目2番地)

● 障がい福祉サービス

介護給付

▶居宅介護(ホームヘルプ)・行動援護・同行援護・短期入所(ショートステイ)

通所支援

▶児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(小学生から高校生まで)

障がいのある児童(18歳未満)の保護者の方が、受給者証の交付を受け、支援の指定業者を選択し、契約することでサービスが利用できます。申請には、印鑑、療育手帳、身体障害者手帳などをお持ちください。

● こども療育広場

保護者とお子さんが一緒に来所し、遊びを通して発達を支援します。「言葉や運動面が心配」など、電話や面談での相談も受けています。詳しくはお問い合わせください。

▶実施内容……児童発達支援等

● 児童扶養手当

ひとり親家庭(父または母が重度障がいの場合を含む)や両親のいない家庭で、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。ただし公的年金を受給している方は、受給額との差額になります。

支給月額は所得により変わります。所得が限度額を超えている場合は支給されません。

● 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

支給月額は児童の障がいの程度によって変わります。また、所得制限を超えている場合は支給されません。

1級(重度)

おおむね療育手帳A、身体障害者手帳1・2級程度

2級(中度)

おおむね療育手帳B、身体障害者手帳3級および4級の一部程度

※専用の診断書様式により申請し、北海道が認定します

● ひとり親家庭自立支援給付事業

母子父子家庭の親の就職の際に有利な資格の取得と自立を図ることを目的に、対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用の60%に相当する額を補助します。

● 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいのある児童を対象に、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療の一部を支給します。支給を受けるためには、支給認定が必要となります。

● 世代間交流広場

さまざまな年代の方との交流を深めたり、遊びながら楽しいひとときを過ごせる場所です。

▶ひがしふくし広場

場所 東福祉会館(東5条北4丁目1-10)



子育て支援